

(2) (別紙-3) [1] (4) イを次のとおり改める。

イ 障害者割引

(イ) 会社が別に定める日の前日まで

① 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

② 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(ロ) 会社が別に定める日から

① 割引をする自動車

手帳に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗

車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記 a 又は b の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

② 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(3) (別紙-3) [4] を削る。

(4) (別紙-3) [5] を [4] に改める。

一般国道28号、30号及び317号に関する事業

令和4年9月

本州四国連絡高速道路株式会社

1 高速道路の路線名

(1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

(2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

(3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで及び同市因島洲江町字深久保から同市高須町字才ヶ久保まで

2 新設又は改築に係る工事の内容

- 別紙ー1ー1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する工事の内容
- 別紙ー1ー2 一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する工事の内容
- 別紙ー1ー3 一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))(淡路北スマートIC)に関する工事の内容
- 別紙ー1ー4 一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する工事の内容

3 収支予算の明細

- 別紙ー2 収支予算の明細

4 料金の額及びその徴収期間

- 別紙ー3 料金の額及びその徴収期間

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容

1. 工事の内容

(1) 工事予算

1,417 百万円(消費税込み)

(2) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。ただし、工事予算については、(1)工事予算の内数である。また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 年月日		
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法				
一般国道28号(本州 四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))	兵庫県洲本市	市道中川原イ ンター東線・同 西線	兵庫県洲本市	立体接続	平成25年7月1日	平成30年2月17日 (供用開始) 平成31年2月18日 (残事業完成)	1,417百万円	本線 直結型

(別紙－1－2)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4,120 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))(淡路北スマートIC)に関する

工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))

(2) 工事の箇所

兵庫県淡路市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道淡路ハイウェイオアシス スマートインター線	兵庫県淡路市	立体接続	淡路北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 31年 4月 15日

②工事の完成年月日 令和 2年 3月 28日

(別紙－1－4)

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する

工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市

(3) 工事方法

(イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

(4) 工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

【会社の収支予算の明細】

(別紙一2)

全国路線網：一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等

[百万円(消費税込み)]

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分											
		収入	支出	収支差			支出 ^(注1)				債務					
		料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	更新費等	災害復旧費	債務残高(期首)	債務への引き渡し債務				
												有利子借入金		社会資本借入金	無利子借入金	
												特定更新等工事に係る債務	その他の債務			
2006年度	平成18年度	78,335	16,482	60,704	2,850	0	0	2,680	0	0	0	1,135	0	1,135	0	0
2007年度	平成19年度	78,320	16,941	60,308	4,700	0	0	3,809	0	0	1,715	4,509	0	4,509	0	0
2008年度	平成20年度	74,240	16,793	56,415	6,200	0	0	5,061	0	0	1,906	4,337	0	4,337	0	0
2009年度	平成21年度	54,268	16,565	37,631	5,200	0	0	5,751	0	0	3,862	5,665	0	5,665	0	0
2010年度	平成22年度	56,375	17,967	38,520	5,300	0	0	4,470	0	0	3,397	5,438	0	5,438	0	0
2011年度	平成23年度	61,954	16,888	45,129	4,500	0	0	3,838	0	17	3,260	4,213	0	4,213	0	0
2012年度	平成24年度	64,828	16,703	48,011	5,300	0	0	5,865	0	72	3,546	3,735	0	3,735	0	0
2013年度	平成25年度	65,990	16,894	48,943	8,400	0	0	9,302	0	226	5,112	8,993	0	8,993	0	0
2014年度	平成26年度	64,811	17,015	47,677	11,195	0	63	10,387	0	0	4,519	11,343	0	11,343	0	0
2015年度	平成27年度	66,967	17,578	49,086	12,281	0	240	11,934	115	99	4,371	12,277	96	12,181	0	0
2016年度	平成28年度	67,652	18,781	48,948	7,568	0	404	7,229	161	64	4,375	7,176	53	7,122	0	0
2017年度	平成29年度	68,686	18,894	49,927	11,247	6	892	10,107	531	0	4,766	10,236	54	10,182	0	0
2018年度	平成30年度	69,060	19,131	50,104	13,599	12	48	9,275	1,699	249	5,783	9,834	642	9,192	0	0
2019年度	令和元年度	70,967	19,524	51,606	11,992	25	106	9,125	1,367	457	9,560	9,664	2,475	7,189	0	0
2020年度	令和2年度	57,307	19,636	38,939	30,992	8	83	13,671	1,431	221	11,912	13,619	1,655	11,964	0	0
2021年度	令和3年度	61,822	20,503	41,395	15,464	302	634	13,762	2,236	429	29,294	11,133	2,452	8,681	0	0
2022年度	令和4年度	53,541	20,637	32,904	43,547	431	947	46,148	4,284	11,559	33,927	76,016	4,396	71,619	0	0
2023年度	令和5年度	51,096	19,945	31,151	16,383	1,084	2,103	12,988	2,279	0	1,889	15,267	2,279	12,988	0	0
2024年度	令和6年度	74,980	18,273	56,707	11,951	148	835	9,209	2,223	0	4,089	14,166	2,223	11,943	0	2,015
2025年度	令和7年度	74,340	17,919	56,421	11,667	0	0	8,854	2,813	0	7	11,667	2,813	8,854	0	0
2026年度	令和8年度	73,661	17,778	55,883	11,929	0	19	8,743	3,167	0	7	11,910	3,167	8,743	0	0
2027年度	令和9年度	73,195	17,546	55,649	9,836	0	70	7,371	2,395	0	26	9,766	2,395	7,371	0	0
2028年度	令和10年度	72,318	17,582	54,736	9,547	0	118	7,315	2,114	0	96	9,643	2,114	7,529	0	0
2029年度	令和11年度	71,721	17,517	54,203	8,858	0	0	7,048	1,810	0	0	8,858	1,810	7,048	0	0
2030年度	令和12年度	71,054	17,459	53,594	7,188	0	0	7,188	0	0	0	7,188	0	7,188	0	0
2031年度	令和13年度	70,587	17,393	53,193	6,997	0	0	6,997	0	0	0	6,997	0	6,997	0	0
2032年度	令和14年度	69,813	17,234	52,578	6,956	0	0	7,056	0	0	0	7,056	0	7,056	0	0
2033年度	令和15年度	69,163	17,202	51,960	6,994	0	0	6,994	0	0	0	6,994	0	6,994	0	0
2034年度	令和16年度	68,547	17,355	51,191	6,862	0	0	6,862	0	0	0	6,862	0	6,862	0	0
2035年度	令和17年度	68,139	17,284	50,854	6,785	0	0	6,785	0	0	0	6,785	0	6,785	0	0
2036年度	令和18年度	67,347	17,229	50,117	6,630	0	0	6,630	0	0	0	6,630	0	6,630	0	0
2037年度	令和19年度	66,720	17,269	49,450	6,439	0	0	6,439	0	0	0	6,439	0	6,439	0	0
2038年度	令和20年度	66,152	17,386	48,765	6,610	0	0	6,610	0	0	0	6,610	0	6,610	0	0
2039年度	令和21年度	65,731	17,222	48,508	6,459	0	0	6,459	0	0	0	6,459	0	6,459	0	0
2040年度	令和22年度	64,993	17,385	47,607	6,862	0	0	6,862	0	0	0	6,862	0	6,862	0	0
2041年度	令和23年度	64,403	17,253	47,149	6,829	0	0	6,829	0	0	0	6,829	0	6,829	0	0
2042年度	令和24年度	63,854	17,089	46,764	6,772	0	0	6,772	0	0	0	6,772	0	6,772	0	0
2043年度	令和25年度	63,456	16,887	46,568	6,399	0	0	6,399	0	0	0	6,399	0	6,399	0	0
2044年度	令和26年度	62,692	16,762	45,929	6,660	0	0	6,660	0	0	0	6,660	0	6,660	0	0
2045年度	令和27年度	62,173	16,753	45,419	6,285	0	0	6,285	0	0	0	6,285	0	6,285	0	0
2046年度	令和28年度	61,601	16,525	45,075	6,381	0	0	6,381	0	0	0	6,381	0	6,381	0	0
2047年度	令和29年度	61,248	16,425	44,822	6,597	0	0	6,597	0	0	0	6,597	0	6,597	0	0
2048年度	令和30年度	60,520	16,219	44,300	6,847	0	0	6,847	0	0	0	6,847	0	6,847	0	0
2049年度	令和31年度	60,018	16,497	43,520	6,561	0	0	6,561	0	0	0	6,561	0	6,561	0	0
2050年度	令和32年度	59,466	16,278	43,187	6,658	0	0	6,658	0	0	0	6,658	0	6,658	0	0
2051年度	令和33年度	59,124	16,213	42,910	7,260	0	0	7,260	0	0	0	7,260	0	7,260	0	0
2052年度	令和34年度	58,460	16,363	42,096	7,521	0	0	7,521	0	0	0	7,521	0	7,521	0	0
2053年度	令和35年度	57,936	16,510	41,425	7,724	0	0	7,724	0	0	0	7,724	0	7,724	0	0
2054年度	令和36年度	57,441	16,657	40,783	7,472	0	0	7,472	0	0	0	7,472	0	7,472	0	0
2055年度	令和37年度	57,072	16,803	40,268	7,659	0	0	7,659	0	0	0	7,659	0	7,659	0	0
2056年度	令和38年度	56,430	16,952	39,477	7,551	0	0	7,551	0	0	0	7,551	0	7,551	0	0
2057年度	令和39年度	55,923	17,099	38,823	7,428	0	0	7,428	0	0	0	7,428	0	7,428	0	0
2058年度	令和40年度	55,446	17,247	38,198	7,253	0	0	7,253	0	0	0	7,253	0	7,253	0	0
2059年度	令和41年度	55,135	17,404	37,730	7,509	0	0	7,509	0	0	0	7,509	0	7,509	0	0
2060年度	令和42年度	54,478	17,407	37,070	7,433	0	0	7,433	0	0	0	7,433	0	7,433	0	0
2061年度	令和43年度	54,025	17,413	36,611	7,355	0	0	7,355	0	0	0	7,355	0	7,355	0	0
2062年度	令和44年度	53,555	17,413	36,141	7,785	0	0	7,785	0	0	0	7,785	0	7,785	0	0
2063年度	令和45年度	14,460	11,973	2,488	2,175	0	0	2,175	0	0	0	2,175	0	2,175	0	0
計		3,663,588	1,006,063	2,655,578	513,503	2,015	6,563	466,938	28,625	13,393	513,597	28,625	484,972	0	2,015	

(注1)新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。
(注2)平成18年度から令和3年度までは実績値を記載している。
(注3)端数処理の関係上、計が合わないことがある。

〔1〕 料金の額

(1) 定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- イ 会社
本州四国連絡高速道路株式会社
- ロ 三会社
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
- ハ 六会社
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社
- ニ 本四道路
1に定める高速道路
- ホ 省令
有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）
- ヘ 利用規程
省令第2条第2項の規定に基づき、六会社が公告したE T Cシステム利用規程
- ト 車載器
利用規程第3条第1号に規定する車載器
- チ E T Cカード
利用規程第3条第1号に規定するE T Cカード
- リ E T Cクレジットカード
会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード
- ヌ E T Cパーソナルカード
六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカード
- ル E T Cコーポレートカード
三会社が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたE T Cカード
- ヲ E T Cシステム
省令第1条に規定する有料道路自動料金収受システム
- ワ E T C車
E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）
- カ E T C車等
E T C車並びに櫃石島、岩黒島及び与島又は馬島を通行できるものとして会社が指定した自動車
- コ 休日
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日
- タ 山陽自動車道
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- テ 高松自動車道
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線

ソ スマートインターチェンジ

地方公共団体が道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設が設置され、同号のETC通行車のみが通行可能なインターチェンジ

(2) 料金の額

料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3に定める料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

ただし、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間のETC車等の料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表4（当分の間、ETC車のうち中型車、大型車又は特大車が休日に走行（本四道路の流入する料金所及び流出する料金所をどちらも休日に通る一の走行をいう。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通る場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日の午前1時（前日が休日の場合は午前0時）から翌午前0時までの間に通る走行をいう。）する場合は別表6）及び別表5に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

なお、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

(3) 通行止めに伴う料金調整

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。ただし、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間におけるETC車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

(4) 料金の割引

イ 障害者割引

(イ) 会社が別に定める日の前日まで

① 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

② 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(□) 会社が別に定める日から

① 割引をする自動車

手帳に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のa又はbの要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記a又はbの要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

② 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

□ 大口・多頻度割引

(イ) 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、

無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

(ロ) 割引率

本四道路を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.9パーセント
5万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

なお、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で割引率を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

ハ 回数券割引

(イ) 割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

(ロ) 割引率

割引率は20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、50パーセント以下とする。

二 特定車割引

(イ) 割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者(以下「三島島民」という。)が使用すると会社が認めて指定する自動車及び三島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者(以下「馬島島民」という。)が使用すると会社が認めて指定する自動車等及び馬島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

(ロ) 割引率

割引率は35パーセントとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り上げる。

ホ ETC前納割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード(三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(ロ) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

ハ 路線バス割引

(イ) 割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。)で、1の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

(ロ) 割引率

割引率は30パーセントとする。

ト マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。以下「マイレージ割引対象カード」という。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「マイレージ割引対象車」という。)

(ロ) 割引率等

① ポイントの付与

料金の額10円ごとに1ポイントを会社が別に定めるところにより付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にマイレージ割引対象カードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

④ 経過措置

平成26年3月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年4月1日時点で保有する有効期間内のポイントの累積数に、当該ポイントの累積数の7倍のポイントを別途付与する。また、平成26年3月31日以前の走行に対して平成26年4月1日以降に付与するポイントに、当該ポイントの7倍のポイントを別途付与する。

チ 休日割引

(イ) 割引をする自動車

休日、1月2日、1月3日（交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。）に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日、1月2日、1月3日（交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、会社が別に定める日を除く。）の午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引額

通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から、別表7の割引適用後料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が0円を下回る場合は、割引額は0円とする。また、(3)ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は0円とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

リ 平日朝夕割引

(イ) 割引をする自動車

マイレージ割引対象車のうち、軽自動車等及び普通車。

(ロ) 割引額

① 月間適用回数に応じた還元額

マイレージ割引対象カードごとに、③に定める月間適用回数に応じて次表に定める額を、会社が別に定めるところにより還元する。

月間適用回数	還元額
5～9回	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額に、0.6を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。
10回以上	②の割引対象走行ごとに、通行する区間に応じ、(2)ただし書の料金の額から(2)本文の料金の額に50%を乗じた額(10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入により10円単位とする。)を差し引いた額。ただし、0円を下回る場合は、0円とする。

② 割引対象走行

休日以外の日の午前6時から午前9時まで（以下「朝時間帯」という。）又は午後5時から午後8時まで（以下「夕時間帯」という。）の間に、本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するもの。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前6時から午前10時まで（朝時間帯）又は午後5時から午後9時まで（夕時間帯）の間に通行するもの。

③ 月間適用回数

マイレージ割引対象カードごとの②の割引対象走行の月間累計回数。ただし、一の朝時間帯又は夕時間帯に複数回の②の割引対象走行がある場合は、割引対象走行

回数にかかわらず、①の判定をするための適用回数は1回とし、1日2回（朝時間帯1回、夕時間帯1回）を上限とする。

(ハ) 実施期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

又 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引ごとに適宜設定する。

(二) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性又は利用増進に資するものとし、企画割引ごとに適宜設定する。

(ホ) 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記(イ)から(二)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

ル 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において、社会実験として以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

(イ) 割引をする自動車等

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等

(ロ) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

(二) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(ホ) 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(二)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

ヲ 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はETC前納割引を適用する。

(ロ) 休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ETC前納割引、マイレージ割引

(ハ)一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

(二) 障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用

後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(5) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

イ ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ただし、令和6年3月31日までの間において、ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表5に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額及び(4)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

ロ イの料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に国土交通大臣に届出する。

〔2〕消費税及び地方消費税の取扱い

〔1〕に掲げる消費税及び地方消費税の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより10円単位の端数処理を行うことができる。

〔3〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和45年7月9日までとする。

〔4〕その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するのための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので軸数の合計が3以下のもの（チ又はロに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を牽引していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので軸数の合計が3以下のもの（ロに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号を除く。）に定める限度以下で軸数の合計が4のもの（ロに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を牽引していないセミトレーラ用トラクタで軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期で運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期で運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ロ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両及びイ又はロに該当する2軸のけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4軸以上のもの）	普通貨物自動車で軸数の合計が4以上のもの（ロに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車（ポール・トレーラ以外のもの）をいう。
	コ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ロに該当するものを除く。）をいう。
	ク 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第41項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,761.905	1,857.143	1,952.381
							東浦	190.477	1,904.762	2,000.000	2,095.239	
						北淡	285.715	380.953	2,095.239	2,190.477	2,285.715	
					津名一宮	285.715	476.191	619.048	2,333.334	2,380.953	2,523.810	
				淡路島中央 スマート	238.096	476.191	666.667	809.524	2,476.191	2,571.429	2,714.286	
			洲本	142.858	333.334	571.429	761.905	904.762	2,571.429	2,666.667	2,761.905	
		西淡三原	285.715	380.953	571.429	761.905	1,000.000	1,095.239	2,809.524	2,904.762	3,000.000	
	淡路島南	285.715	476.191	571.429	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715	3,000.000	3,095.239	3,190.477	
	鳴門北	857.143	1,095.239	1,285.715	1,380.953	1,571.429	1,761.905	2,000.000	2,095.239	3,809.524	3,904.762	4,000.000
鳴門	238.096	1,047.620	1,238.096	1,476.191	1,523.810	1,714.286	1,952.381	2,142.858	2,285.715	3,952.381	4,047.620	4,142.858

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,190.477	2,333.334	2,476.191
							東浦	238.096	2,380.953	2,476.191	2,619.048	
						北淡	333.334	476.191	2,619.048	2,714.286	2,857.143	
					津名一宮	380.953	619.048	761.905	2,904.762	3,000.000	3,142.858	
				淡路島中央 スマート	333.334	619.048	857.143	1,000.000	3,095.239	3,238.096	3,380.953	
			洲本	190.477	428.572	714.286	952.381	1,095.239	3,238.096	3,333.334	3,476.191	
		西淡三原	333.334	476.191	714.286	952.381	1,238.096	1,380.953	3,476.191	3,619.048	3,761.905	
	淡路島南	333.334	619.048	714.286	952.381	1,238.096	1,476.191	1,619.048	3,761.905	3,857.143	4,000.000	
	鳴門北	1,095.239	1,333.334	1,619.048	1,714.286	1,952.381	2,238.096	2,476.191	2,619.048	4,761.905	4,857.143	5,000.000
鳴門	285.715	1,285.715	1,571.429	1,809.524	1,952.381	2,142.858	2,428.572	2,666.667	2,857.143	4,952.381	5,047.620	5,190.477

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,666.667	2,761.905	2,952.381
							東浦	285.715	2,857.143	2,952.381	3,142.858	
						北淡	380.953	571.429	3,142.858	3,285.715	3,428.572	
					津名一宮	428.572	761.905	904.762	3,476.191	3,619.048	3,761.905	
				淡路島中央 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	3,761.905	3,857.143	4,047.620	
			洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,857.143	4,000.000	4,190.477	
		西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	4,190.477	4,333.334	4,476.191	
	淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	4,476.191	4,619.048	4,809.524	
	鳴門北	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	5,714.286	5,809.524	6,000.000
鳴門	333.334	1,571.429	1,857.143	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,952.381	6,095.239	6,238.096

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

												神戸西
											布施畑	380.953
										垂水	333.334	571.429
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	3,666.667	3,809.524	4,047.620
							東浦	380.953	3,904.762	4,095.239	4,333.334	
						北淡	571.429	809.524	4,333.334	4,476.191	4,714.286	
					津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	4,761.905	4,952.381	5,190.477	
				淡路島中央 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	5,142.858	5,333.334	5,571.429	
			洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	5,333.334	5,523.810	5,714.286	
		西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	5,761.905	5,952.381	6,190.477	
	淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	6,190.477	6,333.334	6,571.429	
	鳴門北	1,809.524	2,238.096	2,666.667	2,857.143	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	7,857.143	8,000.000	8,238.096
鳴門	476.191	2,142.858	2,571.429	3,000.000	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	8,190.477	8,333.334	8,571.429

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	6,571.429	6,857.143	7,238.096
							東浦	666.667	7,000.000	7,285.715	7,666.667	
						北淡	904.762	1,333.334	7,666.667	7,952.381	8,333.334	
					津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	8,428.572	8,761.905	9,142.858	
				淡路島中央 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	9,047.620	9,333.334	9,761.905	
			洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	9,380.953	9,666.667	10,047.620	
		西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	10,095.239	10,380.953	10,761.905	
		淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	10,761.905	11,095.239	11,476.191
	鳴門北	3,238.096	3,904.762	4,666.667	4,952.381	5,571.429	6,380.953	7,047.620	7,476.191	13,761.905	14,095.239	14,476.191
鳴門	809.524	3,809.524	4,476.191	5,238.096	5,523.810	6,142.858	6,904.762	7,619.048	8,000.000	14,333.334	14,619.048	15,000.000

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は238.096円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	1,190.477	1,428.572	1,619.048
	坂出北	1,428.572	2,666.667	2,904.762	3,095.239
坂出	130.406	1,523.810	2,714.286	2,952.381	3,142.858

(普通車)

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	619.048
		与島PA	1,523.810	1,809.524	2,047.620
	坂出北	1,809.524	3,333.334	3,619.048	3,857.143
坂出	163.008	1,857.143	3,380.953	3,714.286	3,904.762

(中型車)

					早島
				水島	380.953
			児島	476.191	761.905
		与島PA	1,809.524	2,190.477	2,476.191
	坂出北	2,190.477	4,000.000	4,333.334	4,619.048
坂出	195.610	2,238.096	4,095.239	4,428.572	4,714.286

(大型車)

					早島
				水島	523.810
			児島	619.048	1,000.000
		与島PA	2,523.810	3,000.000	3,380.953
	坂出北	3,000.000	5,476.191	5,952.381	6,333.334
坂出	268.963	3,095.239	5,619.048	6,095.239	6,476.191

(特大車)

					早島
				水島	857.143
			児島	1,047.620	1,714.286
		与島PA	4,523.810	5,333.334	5,952.381
	坂出北	5,380.953	9,904.762	10,714.286	11,380.953
坂出	448.272	5,619.048	10,142.858	10,952.381	11,571.429

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北	
			因島南	285.715
		因島北		
	向島	523.810		809.524
西瀬戸尾道	238.096	714.286		1,000.000

			大島北	
			伯方島	380.953
		大三島	333.334	666.667
生口島南	619.048	857.143	1,190.477	

		今治	
		今治北	
大島南	1,285.715	1,428.572	

(普通車)

			生口島北
		因島南	333.334
	因島北		
向島	666.667		1,047.620
西瀬戸尾道	285.715	857.143	1,238.096

		大島北
	伯方島	523.810
	大三島	428.572
生口島南	761.905	1,095.239
		1,476.191

		今治
	今治北	
大島南	1,619.048	1,761.905

(中型車)

			生口島北
		因島南	428.572
	因島北		
向島	809.524		1,238.096
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620	1,476.191

		大島北
	伯方島	619.048
	大三島	476.191
生口島南	904.762	1,285.715
		1,761.905

		今治
	今治北	
大島南	1,952.381	2,142.858

(大型車)

			生口島北
		因島南	571.429
	因島北		
向島	1,142.858		1,714.286
西瀬戸尾道	476.191	1,428.572	2,000.000

		大島北
	伯方島	809.524
	大三島	666.667
生口島南	1,238.096	1,761.905
		2,428.572

		今治
	今治北	
大島南	2,666.667	2,904.762

(特大車)

			生口島北
		因島南	1,047.620
	因島北		
向島	2,000.000		3,047.620
西瀬戸尾道	761.905	2,523.810	3,523.810

		大島北
	伯方島	1,476.191
	大三島	1,190.477
生口島南	2,190.477	3,142.858
		4,333.334

		今治
	今治北	
大島南	4,809.524	5,238.096

(軽車両等)

区間	来島海峡 第三大橋	来島海峡第一 ・第二大橋	伯方・ 大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	95.239	95.239	47.620	47.620	95.239	47.620	47.620

(注1) 「軽車両等」については、来島海峡第三大橋(愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで)、来島海峡第一・第二大橋(愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで)、伯方・大島大橋(愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで)、大三島橋(愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで)、多々羅大橋(愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで)、生口橋(広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで)及び因島大橋(広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで)を料金の徴収区間とする。

(注2) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表3 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	428.572	666.667	857.143	
		岩黒島	380.953	809.524	1,047.620	1,238.096	
	与島、与島PA	380.953	761.905	1,190.477	1,428.572	1,619.048	
	坂出北	1,428.572	1,857.143	2,190.477			
坂出	130.406	1,523.810	1,904.762	2,285.715			

(普通車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	571.429	857.143	1,095.239	
		岩黒島	476.191	1,000.000	1,285.715	1,523.810	
	与島、与島PA	523.810	952.381	1,523.810	1,809.524	2,047.620	
	坂出北	1,809.524	2,333.334	2,761.905			
坂出	163.008	1,857.143	2,380.953	2,857.143			

(中型車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	666.667	1,047.620	1,285.715	
		岩黒島	523.810	1,190.477	1,571.429	1,857.143	
	与島、与島PA	619.048	1,142.858	1,809.524	2,190.477	2,476.191	
	坂出北	2,190.477	2,761.905	3,333.334			
坂出	195.610	2,238.096	2,857.143	3,428.572			

(大型車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	904.762	1,428.572	1,809.524	
		岩黒島					
	与島、与島PA		1,571.429	2,523.810	3,000.000	3,380.953	
	坂出北	3,000.000		4,571.429			
坂出	268.963	3,095.239		4,666.667			

(特大車)

							早島
						水島	
				児島			
			櫃石島	1,666.667	2,476.191	3,095.239	
		岩黒島					
	与島、与島PA		2,904.762	4,523.810	5,333.334	5,952.381	
	坂出北	5,380.953		8,285.715			
坂出	448.272	5,619.048		8,476.191			

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	619.048	714.286
大島南	666.667		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	761.905	904.762
大島南	857.143		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	904.762	1,095.239
大島南	1,047.620		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表4 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	190.477
										垂水	142.858	285.715
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	693.024	767.808	866.208
							東浦	190.477	799.296	874.080	972.480	
						北淡	285.715	380.953	972.480	1,047.264	1,145.664	
					津名一宮	285.715	476.191	619.048	1,171.248	1,246.032	1,344.432	
				淡路島中央 スマート	238.096	476.191	666.667	783.696	1,326.720	1,401.504	1,499.904	
			洲本	142.858	333.334	571.429	756.144	862.416	1,405.440	1,480.224	1,578.624	
		西淡三原	285.715	380.953	571.152	761.905	943.104	1,049.376	1,592.400	1,667.184	1,765.584	
		淡路島南	285.715	476.191	571.429	744.336	943.104	1,116.288	1,222.560	1,765.584	1,840.368	1,938.768
	鳴門北	530.208	703.392	890.352	969.072	1,124.544	1,323.312	1,496.496	1,602.768	2,145.792	2,220.576	2,318.976
鳴門	238.096	673.872	847.056	1,034.016	1,112.736	1,268.208	1,466.976	1,640.160	1,746.432	2,289.456	2,364.240	2,462.640

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(普通車)

												神戸西
											布施畑	238.096
										垂水	190.477	333.334
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	828.780	922.260	1,045.260
							東浦	238.096	961.620	1,055.100	1,178.100	
						北淡	333.334	476.191	1,178.100	1,271.580	1,394.580	
					津名一宮	380.953	614.940	747.780	1,426.560	1,520.040	1,643.040	
				淡路島中央 スマート	333.334	592.800	809.280	942.120	1,620.900	1,714.380	1,837.380	
			洲本	190.477	428.572	691.200	907.680	1,040.520	1,719.300	1,812.780	1,935.780	
		西淡三原	333.334	476.191	676.440	924.900	1,141.380	1,274.220	1,953.000	2,046.480	2,169.480	
		淡路島南	333.334	600.180	698.580	892.920	1,141.380	1,357.860	1,490.700	2,169.480	2,262.960	2,385.960
	鳴門北	625.260	841.740	1,075.440	1,173.840	1,368.180	1,616.640	1,833.120	1,965.960	2,644.740	2,738.220	2,861.220
鳴門	285.715	804.840	1,021.320	1,255.020	1,353.420	1,547.760	1,796.220	2,012.700	2,145.540	2,824.320	2,917.800	3,040.800

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	964.536	1,076.712	1,224.312
							東浦	285.715	1,123.944	1,236.120	1,383.720	
						北淡	380.953	569.184	1,383.720	1,495.896	1,643.496	
						津名一宮	428.572	707.928	867.336	1,681.872	1,794.048	1,941.648
					淡路島中央 スマート	380.953	681.360	941.136	1,100.544	1,915.080	2,027.256	2,174.856
			洲本	238.096	501.288	799.440	1,059.216	1,218.624	2,033.160	2,145.336	2,292.936	
		西淡三原	428.572	548.520	781.728	1,079.880	1,339.656	1,499.064	2,313.600	2,425.776	2,573.376	
	淡路島南	380.953	690.216	808.296	1,041.504	1,339.656	1,599.432	1,758.840	2,573.376	2,685.552	2,833.152	
鳴門北	720.312	980.088	1,260.528	1,378.608	1,611.816	1,909.968	2,169.744	2,329.152	3,143.688	3,255.864	3,403.464	
鳴門	333.334	935.808	1,195.584	1,476.024	1,594.104	1,827.312	2,125.464	2,385.240	2,544.648	3,359.184	3,471.360	3,618.960

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

												神戸西
											布施畑	352.950
										垂水	304.242	507.192
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,269.987	1,424.229	1,627.179
							東浦	369.186	1,489.173	1,643.415	1,846.365	
						北淡	507.192	726.378	1,846.365	2,000.607	2,203.557	
						津名一宮	559.959	917.151	1,136.337	2,256.324	2,410.566	2,613.516
					淡路島中央 スマート	470.661	880.620	1,237.812	1,456.998	2,576.985	2,731.227	2,934.177
			洲本	312.360	633.021	1,042.980	1,400.172	1,619.358	2,739.345	2,893.587	3,096.537	
		西淡三原	535.605	697.965	1,018.626	1,428.585	1,785.777	2,004.963	3,124.950	3,279.192	3,482.142	
	淡路島南	507.192	892.797	1,055.157	1,375.818	1,785.777	2,142.969	2,362.155	3,482.142	3,636.384	3,839.334	
鳴門北	934.179	1,291.371	1,676.976	1,839.336	2,159.997	2,569.956	2,927.148	3,146.334	4,266.321	4,420.563	4,623.513	
鳴門	446.307	1,230.486	1,587.678	1,973.283	2,135.643	2,456.304	2,866.263	3,223.455	3,442.641	4,562.628	4,716.870	4,919.820

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西							
												布施畑	488.250						
											垂水	407.070	745.320						
										淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	2,146.365	2,403.435	2,741.685						
									東浦	515.310	2,511.675	2,768.745	3,106.995						
								北淡	745.320	1,110.630	3,106.995	3,364.065	3,702.315						
								津名一宮	833.265	1,428.585	1,793.895	3,790.260	4,047.330	4,385.580					
								淡路島中央 スマート	684.435	1,367.700	1,963.020	2,328.330	4,324.695	4,581.765	4,920.015				
								洲本	420.600	955.035	1,638.300	2,233.620	2,598.930	4,595.295	4,852.365	5,190.615			
								西淡三原	792.675	1,063.275	1,597.710	2,280.975	2,876.295	3,241.605	5,237.970	5,495.040	5,833.290		
								淡路島南	745.320	1,387.995	1,658.595	2,193.030	2,876.295	3,471.615	3,836.925	5,833.290	6,090.360	6,428.610	
								鳴門北	1,554.255	2,149.575	2,792.250	3,062.850	3,597.285	4,280.550	4,875.870	5,241.180	7,237.545	7,494.615	7,832.865
鳴門	643.845	2,048.100	2,643.420	3,286.095	3,556.695	4,091.130	4,774.395	5,369.715	5,735.025	7,731.390	7,988.460	8,326.710							

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は150.000円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	238.096
			児島	333.334	476.191
		与島PA	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	1,291.232	1,499.840	1,661.216
坂出		743.752	1,342.400	1,551.008	1,712.384

(普通車)

					早島
				水島	333.334
			児島	380.953	612.480
		与島PA	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,576.540	1,837.300	2,039.020
坂出		910.940	1,640.500	1,901.260	2,102.980

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	462.912	704.976	
	与島PA	860.472	1,173.384	1,415.448	
	坂出北	1,001.376	1,861.848	2,174.760	2,416.824
坂出		1,078.128	1,938.600	2,251.512	2,493.576

(大型車)

				早島	
			水島	482.838	
		児島	580.254	913.092	
	与島PA	1,155.024	1,585.278	1,918.116	
	坂出北	1,348.767	2,503.791	2,934.045	3,266.883
坂出		1,454.301	2,609.325	3,039.579	3,372.417

(特大車)

				早島	
			水島	704.730	
		児島	867.090	1,421.820	
	与島PA	2,026.380	2,743.470	3,298.200	
	坂出北	2,381.715	4,408.095	5,125.185	5,679.915
坂出		2,557.605	4,583.985	5,301.075	5,855.805

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北	
		因島南	246.320	
	因島北			
	向島	402.096		561.392
西瀬戸尾道	238.096	531.984		691.280

		大島北	
	伯方島	321.464	
	大三島	323.904	495.368
生口島南	402.040	575.944	747.408

		今治	
	今治北		
大島南	687.784		790.120

(普通車)

			生口島北
		因島南	270.400
		因島北	
	向島	465.120	664.240
西瀬戸尾道	285.715	627.480	826.600

			大島北
		伯方島	364.330
		大三島	581.710
生口島南	465.050	682.430	896.760

			今治
		今治北	
大島南	822.230		950.150

(中型車)

			生口島北
		因島南	294.480
		因島北	
	向島	528.144	767.088
西瀬戸尾道	333.334	722.976	961.920

			大島北
		伯方島	407.196
		大三島	668.052
生口島南	528.060	788.916	1,046.112

			今治
		今治北	
大島南	956.676		1,110.180

(大型車)

			生口島北
		因島南	348.660
		因島北	
	向島	669.948	998.496
西瀬戸尾道	417.894	937.842	1,266.390

			大島北
		伯方島	503.645
		大三島	862.322
生口島南	669.833	1,028.510	1,382.154

			今治
		今治北	
大島南	1,259.180		1,470.248

(特大車)

			生口島北
		因島南	508.125
		因島北	
	向島	1,065.225	1,639.830
西瀬戸尾道	596.490	1,511.715	2,086.320

			大島北
		伯方島	774.540
		大三島	1,388.550
生口島南	1,078.545	1,692.555	2,317.095

			今治
		今治北	
大島南	2,158.080		2,509.860

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表5 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

						早島
					水島	
			児島			
		櫃石島	270.024	478.632	640.008	
		岩黒島	155.664	425.688	634.296	795.672
	与島、与島PA	172.960	328.624	598.648	807.256	968.632
	坂出北	692.584	865.544	1,021.208		
坂出		743.752	916.712	1,072.376		

(普通車)

						早島
					水島	
			児島			
		櫃石島	318.780	579.540	781.260	
		岩黒島	194.580	513.360	774.120	975.840
	与島、与島PA	216.200	410.780	729.560	990.320	1,192.040
	坂出北	846.980	1,063.180	1,257.760		
坂出		910.940	1,127.140	1,321.720		

(中型車)

						早島
					水島	
			児島			
		櫃石島	367.536	680.448	922.512	
		岩黒島	233.496	601.032	913.944	1,156.008
	与島、与島PA	259.440	492.936	860.472	1,173.384	1,415.448
	坂出北	1,001.376	1,260.816	1,494.312		
坂出		1,078.128	1,337.568	1,571.064		

(大型車)

						早島
					水島	
			児島			
		櫃石島	477.237	907.491	1,240.329	
		岩黒島				
	与島、与島PA		677.787	1,155.024	1,585.278	1,918.116
	坂出北	1,348.767		2,026.554		
坂出		1,454.301		2,132.088		

(特大車)

						早島
					水島	
			児島			
		櫃石島	794.040	1,511.130	2,065.860	
		岩黒島				
	与島、与島PA		1,232.340	2,026.380	2,743.470	3,298.200
	坂出北	2,381.715		3,614.055		
坂出		2,557.605		3,789.945		

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	
	馬島	323.048	425.384
大島南	364.736		

(普通車)

			今治
		今治北	
	馬島	385.060	512.980
大島南	437.170		

(中型車)

			今治
		今治北	
	馬島	447.072	600.576
大島南	509.604		

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3(注2)の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、尻島又は櫃石島から与島PAを経由して櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車及び岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

別表6 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(中型車)

												神戸西
											布施畑	285.715
										垂水	238.096	380.953
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,444.445	1,611.112	1,833.334
							東浦	285.715	1,685.186	1,861.112	2,074.075	
						北淡	380.953	571.429	2,074.075	2,250.000	2,462.963	
					津名一宮	428.572	761.905	904.762	2,527.778	2,694.445	2,916.667	
				淡路島中央 スマート	380.953	714.286	1,000.000	1,190.477	2,879.630	3,046.297	3,268.519	
			洲本	238.096	523.810	857.143	1,142.858	1,333.334	3,055.556	3,222.223	3,444.445	
		西淡三原	428.572	571.429	809.524	1,190.477	1,476.191	1,666.667	3,472.223	3,638.889	3,861.112	
		淡路島南	380.953	714.286	857.143	1,142.858	1,476.191	1,761.905	1,952.381	3,861.112	4,027.778	4,250.000
	鳴門北	1,083.334	1,472.223	1,888.889	2,047.620	2,333.334	2,666.667	2,952.381	3,142.858	4,722.223	4,888.889	5,111.112
鳴門	333.334	1,407.408	1,796.297	2,190.477	2,333.334	2,571.429	2,904.762	3,238.096	3,380.953	5,046.297	5,212.963	5,435.186

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は95.239円とする。

(大型車)

												神戸西
											布施畑	380.953
										垂水	333.334	571.429
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	1,907.408	2,138.889	2,444.445
							東浦	380.953	2,240.741	2,462.963	2,768.519	
						北淡	571.429	809.524	2,768.519	3,000.000	3,305.556	
					津名一宮	619.048	1,047.620	1,285.715	3,388.889	3,611.112	3,916.667	
				淡路島中央 スマート	523.810	1,000.000	1,380.953	1,619.048	3,861.112	4,101.852	4,407.408	
			洲本	333.334	714.286	1,190.477	1,571.429	1,809.524	4,111.112	4,351.852	4,638.889	
		西淡三原	571.429	761.905	1,142.858	1,619.048	2,000.000	2,285.715	4,685.186	4,916.667	5,222.223	
		淡路島南	571.429	1,000.000	1,190.477	1,571.429	2,000.000	2,428.572	2,666.667	5,222.223	5,462.963	5,768.519
	鳴門北	1,407.408	1,935.186	2,518.519	2,768.519	3,190.477	3,666.667	4,095.239	4,333.334	6,407.408	6,629.630	6,935.186
鳴門	476.191	1,851.852	2,379.630	2,962.963	3,190.477	3,571.429	4,000.000	4,428.572	4,666.667	6,851.852	7,074.075	7,379.630

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は142.858円とする。

(特大車)

												神戸西
											布施畑	619.048
										垂水	523.810	904.762
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	3,222.223	3,611.112	4,111.112
							東浦	666.667	3,768.519	4,157.408	4,666.667	
						北淡	904.762	1,333.334	4,666.667	5,046.297	5,555.556	
					津名一宮	1,047.620	1,714.286	2,142.858	5,685.186	6,074.075	6,583.334	
				淡路島中央 スマート	857.143	1,619.048	2,333.334	2,714.286	6,490.741	6,879.630	7,379.630	
			洲本	571.429	1,142.858	1,952.381	2,619.048	3,047.620	6,888.889	7,277.778	7,796.297	
		西淡三原	1,000.000	1,285.715	1,904.762	2,666.667	3,380.953	3,761.905	7,861.112	8,240.741	8,750.000	
	淡路島南	904.762	1,666.667	1,952.381	2,571.429	3,380.953	4,047.620	4,476.191	8,750.000	9,138.889	9,638.889	
	鳴門北	2,333.334	3,222.223	4,194.445	4,601.852	5,407.408	6,380.953	7,047.620	7,476.191	10,861.112	11,240.741	11,750.000
鳴門	809.524	3,074.075	3,962.963	4,935.186	5,333.334	6,138.889	6,904.762	7,619.048	8,000.000	11,601.852	11,990.741	12,490.741

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は150.000円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	476.191	761.905	
		与島PA	1,296.297	1,768.519	2,129.630
	坂出北	1,500.000	2,796.297	3,268.519	3,629.630
坂出	1,611.112	2,907.408	3,379.630	3,740.741	

(大型車)

				早島	
			水島	523.810	
		児島	619.048	1,000.000	
		与島PA	1,740.741	2,379.630	2,879.630
	坂出北	2,027.778	3,750.000	4,407.408	4,907.408
坂出	2,185.186	3,916.667	4,555.556	5,055.556	

(特大車)

				早島	
			水島	857.143	
		児島	1,047.620	1,714.286	
		与島PA	3,046.297	4,111.112	4,944.445
	坂出北	3,574.075	6,611.112	7,694.445	8,518.519
坂出	3,833.334	6,879.630	7,962.963	8,777.778	

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(中型車)

			生口島北
		因島南	428.572
	因島北		
	向島	796.297	1,157.408
西瀬戸尾道	333.334	1,047.620	1,444.445

			大島北
		伯方島	611.112
	大三島	476.191	1,000.000
生口島南	796.297	1,185.186	1,574.075

		今治
	今治北	
大島南	1,435.186	1,666.667

(大型車)

			生口島北
		因島南	527.778
	因島北		
	向島	1,000.000	1,500.000
西瀬戸尾道	476.191	1,407.408	1,907.408

			大島北
		伯方島	750.000
	大三島	666.667	1,296.297
生口島南	1,000.000	1,546.297	2,074.075

		今治
	今治北	
大島南	1,888.889	2,212.963

(特大車)

			生口島北
		因島南	768.519
	因島北		
	向島	1,601.852	2,462.963
西瀬戸尾道	761.905	2,268.519	3,129.630

			大島北
		伯方島	1,166.667
	大三島	1,157.408	2,083.334
生口島南	1,611.112	2,546.297	3,472.223

		今治
	今治北	
大島南	3,240.741	3,768.519

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。

別表7 割引適用後料金(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	95.239
										垂水	71.429	142.858
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	693.024	767.808	866.208
							東浦	95.239	799.296	874.080	972.480	
						北淡	142.858	190.477	972.480	1,000.000	1,095.239	
					津名一宮	142.858	238.096	309.524	1,095.239	1,142.858	1,190.477	
				淡路島中央 スマート	119.048	238.096	333.334	404.762	1,190.477	1,238.096	1,285.715	
		洲本	71.429	166.667	285.715	380.953	452.381	1,238.096	1,285.715	1,333.334		
		西淡三原	142.858	190.477	285.715	380.953	500.000	547.620	1,333.334	1,380.953	1,428.572	
		淡路島南	142.858	238.096	285.715	380.953	500.000	595.239	642.858	1,428.572	1,476.191	1,523.810
	鳴門北	428.572	523.810	619.048	666.667	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,809.524	1,857.143	1,904.762
鳴門	119.048	523.810	619.048	714.286	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,095.239	1,857.143	1,904.762	1,952.381

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は47.620円とする。

(普通車)

												神戸西
											布施畑	119.048
										垂水	95.239	166.667
									淡路、淡路SA、 淡路北スマート(注)	828.780	922.260	1,045.260
							東浦	119.048	961.620	1,055.100	1,178.100	
						北淡	166.667	238.096	1,178.100	1,238.096	1,333.334	
					津名一宮	190.477	309.524	380.953	1,333.334	1,380.953	1,476.191	
				淡路島中央 スマート	166.667	309.524	428.572	500.000	1,476.191	1,523.810	1,571.429	
		洲本	95.239	214.286	357.143	476.191	547.620	1,523.810	1,571.429	1,619.048		
		西淡三原	166.667	238.096	333.334	476.191	619.048	690.477	1,619.048	1,714.286	1,761.905	
		淡路島南	166.667	309.524	357.143	476.191	619.048	738.096	809.524	1,761.905	1,809.524	1,904.762
	鳴門北	523.810	666.667	761.905	809.524	952.381	1,095.239	1,190.477	1,285.715	2,238.096	2,285.715	2,333.334
鳴門	142.858	619.048	761.905	857.143	952.381	1,047.620	1,190.477	1,285.715	1,380.953	2,333.334	2,380.953	2,428.572

(注)淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は47.620円とする。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島
			水島	119.048
		児島	166.667	238.096
	与島PA	571.429	714.286	761.905
坂出北	666.667	1,238.096	1,380.953	1,428.572
坂出	714.286	1,285.715	1,380.953	1,476.191

(普通車)

				早島
			水島	166.667
		児島	190.477	309.524
	与島PA	714.286	857.143	952.381
坂出北	846.980	1,523.810	1,666.667	1,809.524
坂出	857.143	1,571.429	1,714.286	1,809.524

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	142.858
	因島北		
向島	261.905		404.762
西瀬戸尾道	119.048	333.334	476.191

			大島北
		伯方島	190.477
	大三島	166.667	333.334
生口島南	285.715	428.572	571.429

		今治
	今治北	
大島南	619.048	666.667

(普通車)

			生口島北
		因島南	166.667
	因島北		
向島	333.334		523.810
西瀬戸尾道	142.858	428.572	571.429

			大島北
		伯方島	238.096
	大三島	214.286	404.762
生口島南	380.953	523.810	714.286

		今治
	今治北	
大島南	761.905	809.524

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、淡路島中央スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

(注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注3) 淡路北スマートは入口専用のスマートインターチェンジであり、淡路北スマートから流入し、淡路で流出する自動車の料金の額は各表欄外(注)のとおりとする。